

第七三〇〇六二八号

認定証

広島県廿日市市木材港北五番二十号

株式会社シンテツ

警言備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいづれにも

該当せず、警言備業の要件を備え

ていることを認定する。

有効期間

平成二十八年三月三十日から

平成三十三年三月二十九日まで

広島県公安委員会

